

意見書(医師記入)

麦っ子保育園 園長宛

児童氏名

年 月 日 生まれ

| (病名)(当該疾患に☐をお願いします。)        | 登園のめやす   |
|-----------------------------|--|
| 麻疹(はしか)※                    | 解熱後3日を経過してから   |
| インフルエンザ※                    | 発症した後5日を経過し、かつ解熱をした後3日を経過するまで  |
| 風しん                         | 発疹が消失してから  |
| 水痘(水ぼうそう)                   | 全ての発疹が痂皮化してから  |
| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)             | 耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現してから5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで                        |
| 結核                          | 病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで  |
| 咽頭結膜熱(プール熱)※                | 主な症状が消え2日間経過してから   |
| 流行性角結膜炎                     | 感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから  |
| 百日咳                         | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで                              |
| 腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等) | 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの           |
| 急性出血性結膜炎                    | 病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで  |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)        | 病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで  |
| 新型コロナウイルス                   | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること。無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること。 |

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治療の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活出来るよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障が無いと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出してください。